



陳 情 書

(陳情名)

昨年度9月定例議会にて採択された請願の扱いについて

陳情者住所

米沢市中央四丁目2-38

氏 名(団体の場合は団体名及び代表者名)

佐久間 秋雄



電 話 0238(24)3658

平成30年08月22日

米沢市議会議長 様

様式13 - 2

(陳情の要旨又は理由)

昨年度の9月定例議会にて採択された私の請願内容は次の二点であります。

1. 鍛冶川の油膜発生源を特定すること。
2. 油膜発生源にある残油が、将来市民生活に影響を及ぼすか否かを調査すること。

しかるに、1年が経過しようとしている現在、請願の内容は曲解され、請願の趣旨にそぐわない公金が使われていることは誠に遺憾な現況にあります。

よって以下の疑問点を議会に於いて調査し、その報告を文書にて求めることを陳情するものです。

1. 私は、鍛冶川の油膜発生源を、平成5年に廃業した染色業者(C)の地下タンクの可能性が大であると指摘し、その地下タンク付近のボーリング調査を請願しました。しかし、当局は「(C)業者が使用していたのはC重油であり、鍛冶川へ流出している油分はA重油である」との理由で染色業者(C)を調査対象から外しました。

ところが、染色業者(C)はC重油の使用が平成5年以降に禁止となることから、平成4年にはA重油に切り替えております。この事は染色業者(C)代表者の弟、M氏も当局に伝えていました。

染色業者(C)が使用していたのはC重油であると限定した根拠は何ですか。

2. 昨年10月に私が指摘する地下タンク付近の掘削調査を土木課が提案しましたが、環境生活課はそれを断っています。断った理由とは何ですか。

3. 油流出の発生源を既に廃業している染色業者(A)と見立て、その付近を調査しましたが、染色業者(A)は消防署員立ち会いの上、適切に廃タンクの処理を行い、消防署に適切に処理した書類も存在します。加えて染色業者(A)の社長は「タンクは箱状コンクリートの中にあり、鍛冶川に流出する事は絶対はない」と当局に伝えているにも関わらず、染色業者(A)と見立てて調査した理由は何ですか。

4. 現在、染色業者(C)のタンク入り口はコンクリートで覆われていますが、染色業者(C)代表の弟であるM氏は現在の地権者であり、その彼が「コンクリートを壊してのタンク内部調査に同意します」と言明しております。

タンク内部調査を行わない理由は何ですか。

5. 油膜発生源と思われる場所から離れた場所に井戸を設置し、「油による影響を調査する」とのことですが、将来井戸水に影響が出ることを懸念して「油膜発生源の特定」を請願したものです。井戸を設置する行為は「油膜発生源の特定」には何の役にも立たないばかりか、井戸水に影響が現れたときには地下水利用が出来なくなります。よって①原因箇所の特定②残油処理の対策③地下水の調査観測、のプロセスによるべきです。

①②の行程を踏まずして、井戸の設置という無駄な公金支出を行う理由とは何ですか。

6. 地下水検討委員会の会議録によると、1～2回まで「原因特定」を目的としていた当該委員会が、3回目の会議録によると「原因特定が目標ではない」との委員発言から、私の請願内容とは違う方向に会議が進められることとなりました。

それでは地下水検討委員会は何を目標にしているのですか。又、私の請願内容とは違う方向に会議を進めなければならない理由とは何ですか。

私は、議会で採択された請願内容と、当局や委員会の請願への対応に齟齬を感じ、「米沢市議会基本条例」の条文の定めに基づき陳情するものです。

議会は米沢市議会基本条例に則った調査を行い、適切なる報告を頂けると期待して陳情申し上げる次第であります。

以上